



2022年5月20日

各 位

会社名 日進工具株式会社
代表者名 代表取締役社長 後藤 弘治
(コード番号：6157 東証プライム)
問合せ先 取締役経営企画室長兼管理部長 戸田 覚
(TEL. 03-6423-1135)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2022年6月22日開催予定の第61回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的等

(1) 本制度導入の目的

本制度は対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代え、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割当てするための報酬制度を導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、対象取締役の報酬等の額は2016年6月24日開催の第55回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）として、また、2018年6月22日開催の第57回定時株主総会において、上記の対象取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内としてご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を当該報酬額とは別枠で設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

これに伴い、本制度の導入に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件に、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬を廃止することとし、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わない予定です。

（すでに付与済みの株式報酬型ストックオプションは残存します。）

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として下記に定める報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなります。

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額150百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年100,000株以内といたします

(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。)

本制度により発行または処分される譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役いずれの地位からも退任するまでの期間(ただし、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」といいます。)の交付の日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに退任する場合につき、当該事業年度の経過後3ヶ月を経過した以降の日で、当社取締役会で別途定めた日があるときは、当該日)としております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で本割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

(ご参考) 本総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員及び当社の子会社の取締役に対して、本制度と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定であります。

以上